資料２

事業所内保育事業　Ｑ＆Ａ

【目　次】

１　事業所内保育事業全般に関すること・・・Ｐ1

２　利用者の受入れに関すること・・・Ｐ2

３　支給認定に関すること・・・Ｐ3

４　利用者負担額に関すること・・・Ｐ4

５　基準に関すること・・・Ｐ5

６　認可に関すること・・・Ｐ７

７　補助に関すること・・・Ｐ７

令 和 ７ 年 ３ 月

仙　　台　　市

1　事業所内保育事業全般に関すること

【Ｑ１－１】
事業所内保育所が新制度の給付対象事業となるためには、どのような要件を満たすことが必要ですか。

事業所内保育所が新制度の給付対象事業となるには、国が定める職員や設備等の基準を踏まえ、市町村が条例で定める認可基準を満たした上で、従業員枠（事業所の従業員の子どもが対象）の他に、地域枠（地域の保育を必要とする子どもが対象）を設けることが必要となります。

【Ｑ１－２】
事業所内保育所全体の定員が２０人以上であっても、地域型保育給付を受けることは可能ですか。

事業所内保育事業は定員に関する規制は特段設けられておらず、事業所内保育所全体の定員が２０人以上の場合でも、地域型保育給付を受けることは可能です。

【Ｑ１－３】
複数の企業が合同で設置する事業所内保育所も、新制度に基づく地域型保育給付の対象となりますか。

複数の企業が合同で設置する事業所内保育所も、新制度に基づく地域型保育給付の対象となります。

ただし、この場合においては、①認可を受ける設置者となる企業（主たる設置・運営主体であつ企業）を１つに特定すること、②従業員枠の配分・利用方法及び運営コストの負担、有効期間について、取決めを行っておくことが必要であり、これらの内容を協定書等の形で締結し、明確にしておくことが必要です。

【Ｑ１－４】
事業所内保育所が新制度の給付対象事業となった場合、従業員の子どもも含め、給付の対象になるのでしょうか。また、従業員の子どもに対する給付と地域の子どもに対する給付ではその水準に差が設けられるのでしょうか。

事業所内保育所が市町村の認可・確認を受けて地域型保育給付の対象事業となった場合には、従業員枠の子どもを含め、事業所内保育所を利用する保育認定を受けた全ての子どもが給付の対象となります。

（Ｑ１－４続き）

ただし、従業員の子どもの利用については、福利厚生・人材確保の側面もあることから事業者に一定の負担を求めることとし、公定価格において、従業員枠の子どもに対する金額は、地域枠の子どもに対する金額の８４％となっています。

保育認定を受けない子どもを従業員枠として預かることも可能ですが、その場合は公定価格の対象とはなりません。

２　利用者の受入れに関すること

【Ｑ２－１】
年度途中に従業員の子どもの保育利用の希望があった場合であって、従業員枠が既に埋まっているような場合、地域枠を活用するなどして受け入れることはできますか。

本来、従業員のために設定している事業所内保育所において、年度途中に従業員の子どもが利用できず、復職の支援の妨げとならないよう、定員弾力化によって、柔軟な受入れが可能となるよう配慮することとしています。

具体的には、従業員枠の定員が既に埋まっているが、地域枠に空きがある場合、地域枠を活用して受け入れることが可能です。なお、その結果、地域枠の定員も埋まってしまい、その後に地域枠の利用希望が生じた場合においても、認可基準を下回らない範囲で定員弾力化の活用を行い、全体の利用定員を超えて受け入れることも可能です。

また、年度当初から地域枠の空きがない場合でも、同様に、定員弾力化の活用による対応も可能です。

【Ｑ２－２】
事業所内保育所を利用する従業員の子どもが３歳以降も利用する場合、引き続き給付を受けることは可能でしょうか。

３歳以上児の保育は、保育所又は認定子ども園で行うことが原則ですが、必要な場合は、定員の範囲内で、特例給付を受けて事業所内保育事業で受け入れることは可能です。

よって、整備する事業所内保育所で３歳以上児の保育を行うということをお考えになっているのであれば、そのための定員設定及び必要な部屋等、保育を行うためにあらかじめ準備しておくことが望ましいと考えております。

【Q２－３】
事業所内保育事業は原則３歳未満児対象施設とのことですが、地域枠の子どもに、やむを得ない事情がある場合、満３歳以上児の利用は可能でしょうか。

事業所内保育事業は、①満３歳未満児が対象であること、②入所中の児童が満３歳の誕生日を迎えた場合は当該年度末までの間入所可能であること、③保育所等の定員に空きがない場合等、地域の保育の整備状況をかんがみ、やむを得ない事情があると市町村が認める場合で、かつ定員の範囲に限り、満３歳以上の児童についても入所可能であること、の３点を前提としており、本市としては、①・②の取扱いを基本としながら、③については、既に入所中の満３歳未満児が保育所待機児童になっている場合（待機通知を所持している場合）、定員の範囲内において、満３歳以後の継続利用が可能です。

満３歳を経過した地域枠の子どもが新規に事業所内保育事業を利用する場合は、制度の趣旨を踏まえ、認めない取扱いとします。

【Q２－４】
大学が設置する事業所内保育所において、教員の子どもの他に、学生の子どもを受け入れている場合、学生の子どもは給付の対象となりますか。

学生の子どもについても給付対象となりますが、従業員枠の扱いとなります。

３　支給認定に関すること

【Q３－１】
事業所内保育所を従業員枠で利用する子どもに対する給付は、どこから受けられるのでしょうか。子どもが居住する市町村からでしょうか、それとも事業所内保育所が所在する市町村からでしょうか。

従業員枠の子どもについては、居住する市町村において保育認定を受けていただいた上で、居住市町村が給付を行うことになります。

【Q３－２】
従業員の子どもの支給認定手続きは、施設がまとめて行ってもよいでしょうか。また、窓口は、施設の所在地の区役所か、従業員の住所地の区役所のどちらになりますか。

従業員枠の子どもについては、施設が申請書類等をとりまとめの上、施設の所在する区の区役所に提出にまとめて提出していただきます。

４　利用者負担額に関すること

【Ｑ４－１】
地域型保育事業（小規模、家庭的、事業所内、居宅訪問型保育）の保育料は、保育所を利用した場合と比べて高くなるのでしょうか。

保育料の額は、国は定める基準額を限度として市町村が定めることになりますが、国が定める基準においては、同じ認定区分（１号・２号・３号）であれば、施設・事業の類型に関わらず同一としており、同じ年齢・所得であれば、地域型保育事業を利用した場合と保育所を利用した場合の保育料は同じになります。

【Ｑ４－２】
従業員の子どもの保育料を、地域の子どもの保育料より安く設定することは認められますか。

従業員枠の子どもの保育料については、市町村が定める額を上限として、各企業の判断の下、事業主が設定することとしています。したがって、事業主が福利厚生・人材確保の一環として、事業主の負担において、従業員利用者の保育料を地域の子どもの保育料よりも安く設定することも可能です。

【Ｑ４－３】
広域利用する場合の利用者負担額について、保護者の居住地の市町村外の施設を利用する場合の利用者負担額は、当該保護者の居住地の市町村が定める額になると理解してよいでしょうか。

広域利用の場合であっても、利用者負担額は保護者の居住地の市町村が定める利用者負担額になります。

【Ｑ４－４】
利用者負担額は認定区分ごとに設定されていますが、満３歳に到達したことにより、年度途中で３号認定から２号認定に切り替わる子どもの利用者負担額は、２号の利用者負担額に切り替わるのでしょうか。

満３歳児に係る公定価格は、満３歳に到達した年度中は、２歳児の公定価格と同額になります。地域枠の子どもの利用者負担額（階層区分）は、４月から８月までは前年度の市県民税、９月から３月は当年度の市県民税により決定するので、そのタイミングで利用者負担額が変更となる場合があります。

5　基準に関すること

【Q５－１】
屋外遊戯場について、近隣の公園を代替遊戯場とする場合、水場やトイレの有無、広さの基準はありますか。

広さについては、施設内に整備する場合と同様に、2 歳児の児童数×3.3 ㎡以上の面積が必要になります。また、屋外活動にあたって安全が確保され、保育所からの距離が日常的に児童が徒歩で移動できる程度で、かつ安全に通える方法が確立できる場所であることが望ましいと考えます。水場やトイレについては基準として求めておりませんが、あることが望ましいと考えます。

なお、公園使用に係る許可等については、事業者の責任において行っていただきます。

【Q５－２】
保育所型の基準「乳児室・ほふく室」と小規模型の基準「0 歳児室・1 歳児室」の違いは何でしょうか。

0 歳児及び 1 歳児のうち、ほふく（はいはい）をしない子どもとほふくをする子どもがおり、一般に 1 歳児にあっては、そのほとんどがほふくをする子どもであると考えられ、0歳児にあっても、満１歳に達する以前にほふくをするに至る子どもが相当数みられます。

乳児室とほふく室を厳密に分けることも可能ですが、現在では年齢別に保育室を設けて定員を設定する例がほとんどであり、乳児室とほふく室を兼ね備えた部屋を「0 歳児室」、ほふく室のみの機能を持つ部屋を「1 歳児室」としております。

【Q５－3】
保育所型の基準では、乳児室の一人あたりの面積基準が 1.65 ㎡以上となっていますが、ほふく室の一人あたりの面積基準が 3.3 ㎡以上となっています。このため、0 歳児室が 1.65 ㎡以上、1 歳児室が 3.3 ㎡以上と理解してよろしいでしょうか。

【Q5－2】のとおり、ほふくしない乳幼児については乳児室 1.65 ㎡が必要であり、ほふくする乳幼児についてはほふく室 3.3 ㎡が必要です。乳児室とほふく室を設けずに「0 歳児室」とする場合は、その両方の機能を兼ね備えることが必要です。

【Ｑ５－４】
調理室は、同一法人が運営する他の施設（病院など）にあれば、保育施設には不要ですか。

給食を連携施設・給食搬入施設から搬入する場合についても、提供にあたって必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を整備する必要があります。

【Ｑ５－５】
新制度の給付対象事業となる事業所内保育事業においては、給食は自園で調理することが原則であると伺いましたが、その調理施設（設備）として、社員食堂を活用することは認められますか。

事業所内保育所においても、原則として、自園調理（給食）が必要となります。このため、定員２０名以上の場合には調理室の設置が、１９名以下の場合は調理設備の設置が必要となります。

この調理施設（設備）については、事業所内保育所の特性にかんがみ、離乳食やアレルギー対応など乳幼児に対する食事の提供が適切に行われることを前提に、社員食堂を調理施設（設備）として活用することも認められます。

【Ｑ５－６】
保育短時間認定の子どもの受け入れについて、保護者の個々の就労実態に対応して８時間受け入れることが必要となりますか。それとも、保育短時間児の保育時間を園として一律に設定してよいのでしょうか。また、延長保育との関係はどうなりますか。

保育短時間認定の子どもの保育時間（利用時間）については、施設ごとに、例えば 9 時～17 時までといった一律の時間帯を設定していただくことを想定しています。その時間帯以外の利用については延長保育として取り扱っていただくことになります（子ども・子育て支援法第 59 条第２号を参照）

【Ｑ５－７】
小規模Ｂ型基準適用事業所を目指したいと思っていますが、保育士資格のない従事者の研修はどこで受ければよいですか。

各自治体が実施している「子育て支援員」研修の受講が必要です。

仙台市で受講する場合、研修日程や申込方法等詳細は仙台市ホームページをご確認いただくか、仙台市こども若者局運営支援課指導係（電話０２２－２１４－８１７９）までお問い合わせください。

【Ｑ５－８】
調理員を保育従事者が兼任した場合、その間、保育従事者を配置したとみなすことはできますか。

みなすことはできません。当該従事者が調理業務にあたっているときは、当該従事者を除いた状態で、保育従事者配置の基準を満たしていることが必要です。

【Ｑ５－９】
施設長は保育に入れますか。

事業所内保育事業の施設長は、常勤かつ専従であり、かつ要件（※）を満たしている場合には、給付費上減算となりません。

一方で、保育に入ったり、調理業務にあたったりすること自体は認められますが、その場合は上記を満たさないこととなりますので、給付費が減算となります。

（※）施設長が児童福祉事業に２年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ有給のものである場合（そのため、２以上の施設と兼務し、管理者としての職務を行っていないものは欠員とみなして加算の対象にはなりません。）

６　認可に関すること

【Ｑ６－１】
施設レイアウトを市と協議したいのですが、正式な図面は必要でしょうか。

費用が発生する正式な図面を作成する前に、大まかなレイアウトをたたき台として手書き等により作成いただき、市と協議していただくことをお勧めしています。その際には、仙台市が考える望ましい設備（設置が望まれるものやあれば望ましいもの）についても情報提供させていただきます。

基準に合致しているかどうかはその場で確認できますが、最終的にその内容で認可されるかどうか等審査に係る内容についてはお答えできませんのでご了承ください。

７　補助に関すること

【Ｑ７－１】
施設改修の補助金はありますか。

本市では、事業所内保育施設向け施設整備の補助金メニューはありません。